

地方行革について

令和4年 1月24日
行政経営支援室

地方行革について

＜政府の取組＞

【平成17～21年度】＜集中改革プランの実施＞

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3) (集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

【平成22年度～】＜自主的・主体的な行革の推進＞

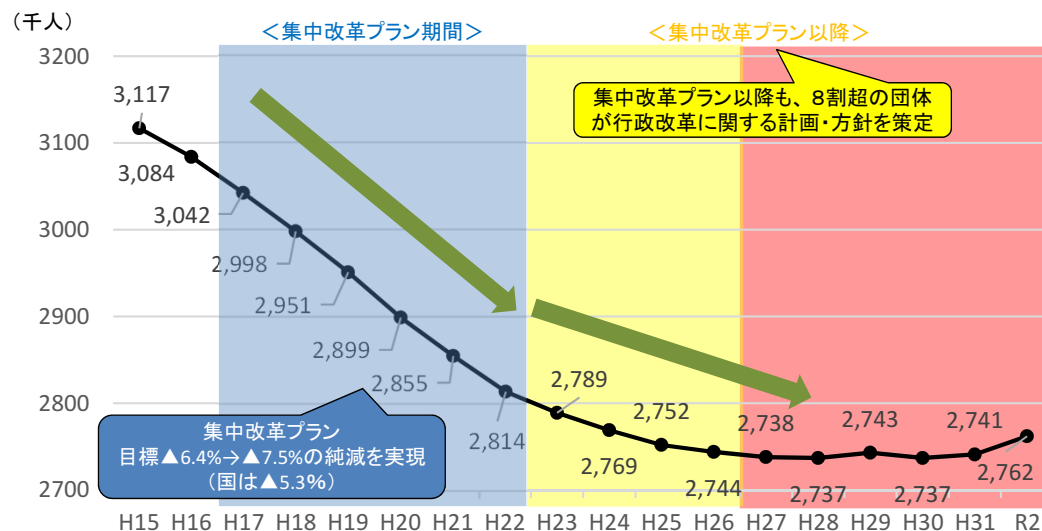
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
〔行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村
1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)〕

【平成27年度～】＜地方行政サービス改革の推進＞

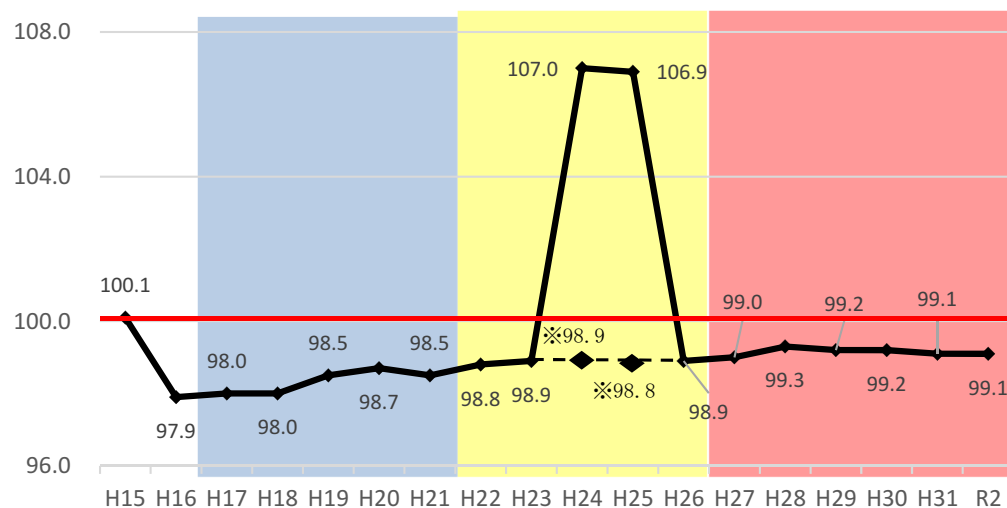
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し 等)
- 業務改革を推進するため、民間委託等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表

＜地方における職員数と給与水準の推移＞

○地方公務員総数の推移



○ラスパイルス指数の推移



地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形で公表

各団体の取組について、比較可能な形で公表

<比較項目>

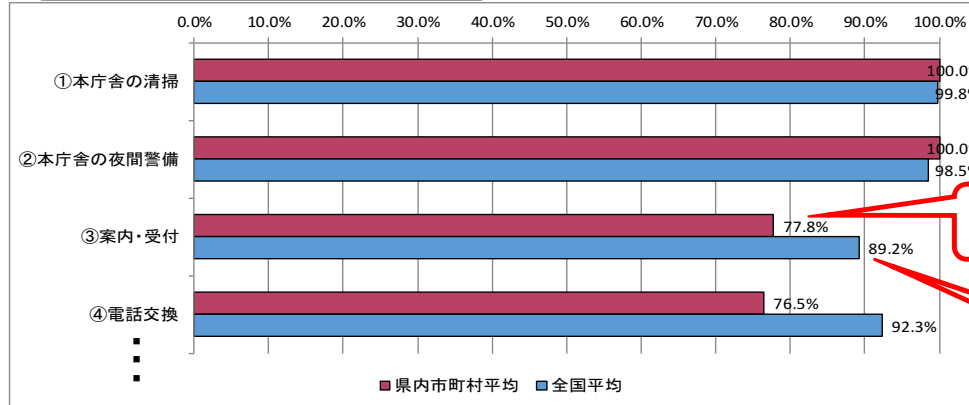
民間委託、指定管理者制度等、自治体情報システムのクラウド化等の取組状況について比較可能な形で公表。
 → 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市区町村の取組割合と全国平均の比較 等

<公表イメージ>

県内市町村の取組割合と、全国平均を比較可能

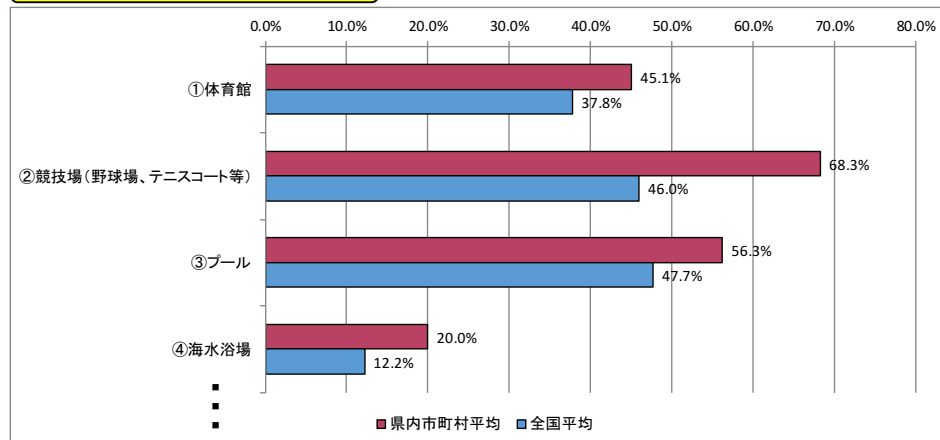
市区町村の実施状況を日本地図でプロット比較

民間委託の実施状況【●●県】

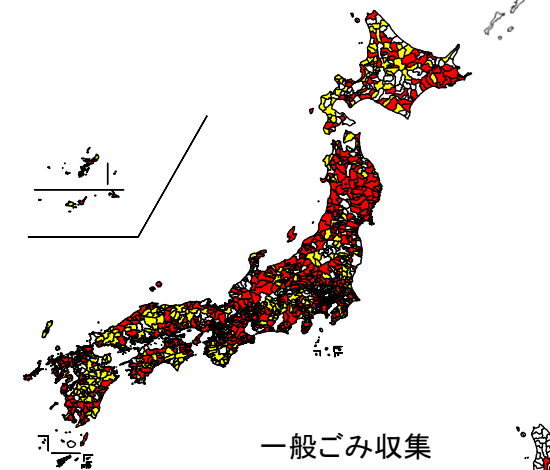


県内市町村平均
 全国平均

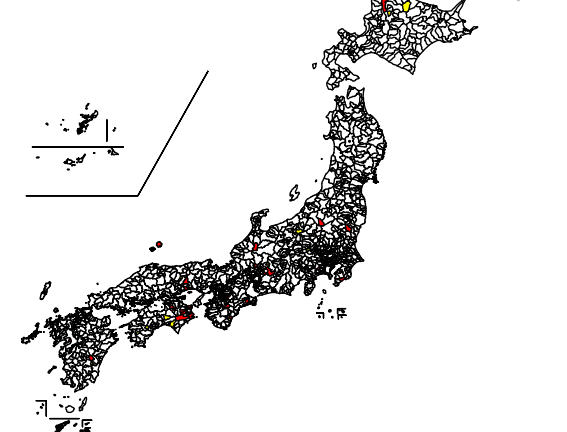
指定管理者制度【●●県】



学校用務員事務



一般ごみ収集



白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し

政策目標 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

新経済・財政再生計画改革工程表2021（抄）
令和3年12月23日経済財政諮問会議決定

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2022年度に160団体】</p> <p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関してBPRIによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図る。《総務省》</p> <p>c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》</p>	→	→	→

窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況について

窓口業務の民間委託の実施状況

令和2年4月1日時点

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	463団体	1,741団体	26.6%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	51団体	60団体	85.0%
指定都市・中核市以外の市	272団体	712団体	38.2%
町村	102団体	926団体	11.0%

(※) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(令和元年6月24日付け)により、民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

総合窓口の導入状況

令和2年4月1日時点

住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、原則、ワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	246団体	1,741団体	14.1%
指定都市	10団体	20団体	50.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	21団体	60団体	35.0%
指定都市・中核市以外の市	123団体	712団体	17.3%
町村	85団体	926団体	9.2%

庶務業務の集約化に関する実施状況について

令和2年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	47団体	47団体	100.0%
全市区町村	556団体	1,741団体	31.9%
指定都市	17団体	20団体	85.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	37団体	60団体	61.7%
指定都市・中核市以外の市	304団体	712団体	42.7%
町村	175団体	926団体	18.9%

自治体の窓口業務改革【総合窓口化、民間委託】 参考事例（イメージ）

自治体名	自治体の課題	取組内容	効果の概要
千葉県 千葉市	<ul style="list-style-type: none"> 区役所と保健福祉センターがそれぞれ別の場所に位置しており、住民関係手続と福祉関係手続を完了させるためには、それぞれの施設を行き来する必要があり、住民の負担となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口の導入 窓口レイアウトの変更 申請の簡略化 <p>(取組にあたってのポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローの現状分析 庁内検討体制の整備 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続時間の削減 介護保険要介護認定申請手続 18分 ⇒ 10分（8分削減） 窓口へ移動する手間、申請書重複記入の手間を削減 <p>(測定手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各手続をロールプレイング形式で実験的に実施し、所要時間を算出
埼玉県 深谷市	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続ごとに申請様式が異なるため、複数の手続が必要な場合は、申請書類に同じ情報を記入しなければならず、市民にとって手間・負担となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務の民間委託 申請の簡略化 <p>(取組にあたってのポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進自治体の事例研究 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書自動作成による市民課窓口での所要時間（発券～会計終了）の削減。 証明書発行手続 平均13分22秒（R2.12～R3.4） ※導入前平均15分33秒＋申請書記載時間（R2.6） 住民異動処理手続 平均22分15秒（R2.12～R3.4） ※導入前平均41分（R2.6） <p>(測定手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続開始時と終了時に申請様式上に時間を記録して算出
長崎県 佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に実施したアンケートにおいて、1カ所で手続が完了する「窓口の一元化」について高い関心が示された。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口の導入 窓口業務の民間委託 窓口レイアウトの変更 <p>(取組にあたってのポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合窓口に関する住民ニーズと現状を比較分析 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の待ち時間 削減時間 約10分/件 事務処理時間 削減時間 約3分/件 窓口利用者満足度 約92%が満足と回答 <p>(測定手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号発券機の番号発券時刻、窓口受付時刻、手続完了時刻等のデータを確認し算出

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

新経済・財政再生計画改革工程表2021（抄）
令和3年12月23日経済財政諮問会議決定

K P I 第 2 階 層	K P I 第 1 階 層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画で規定</p>	<p>〇AI、RPA導入地域数 【2022年度までに600団体】</p>	<p>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組の推進</p> <p>a. 2020年12月に策定された自治体DX推進計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b. 自治体DX推進計画に基づく取組を推進するに当たり、市町村が外部人材の任用等を行うための取組について、令和3年度から創設した財政措置を活用し、積極的に支援。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p> <p>c. AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開

- 業務改革モデルプロジェクトによる汎用性のある改革モデルの横展開のため、
 - ①平成28～30年度に実施した業務改革モデルプロジェクト全団体の成果概要と報告書をHP上で公開
 - ②都道府県行革担当・市町村担当、指定都市行革担当へのヒアリングで実施団体の成果を周知
 - ③ブロック会議等の説明会において実施団体の成果を紹介

○上記横展開をさらに加速させるため、自治体の希望に応じて業務改革モデルプロジェクト実施団体及び総務省の担当者を派遣し、よりきめ細やかな情報提供を実施。



業務改革モデルプロジェクト及び自治体行政スマートプロジェクト説明者派遣事業

- 1 実施内容：業務改革モデルプロジェクト（平成28～30年度）及び自治体行政スマートプロジェクト（令和元年度～）実施団体及び総務省の担当者を派遣。
- 2 対象団体：民間企業の協力のもと、住民サービスの向上・歳出効率化に向けてBPRの手法を活用した新たな窓口・内部管理業務改革や、AI・RPA等を活用した業務プロセス標準モデルの構築について、都道府県単位等で研修会を実施する団体。

※ 令和4年度も実施予定

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について（令和2年3月27日事務連絡）

新型コロナウイルス感染症への対応について、指定管理者が管理する公の施設（以下「施設」という。）においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けた様々な対応や、施設利用者による施設利用の中止や自粛などが、施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。

感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方に基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理者の指定の手續に係る留意点について（令和2年6月8日事務連絡）

新型コロナウイルス感染症により、指定管理者が管理する公の施設（以下「施設」という。）においては、これまでの施設利用の中止や自粛などが施設の運営状況に影響を及ぼしていること、また、現在、施設の再開等に向けた対応に尽力していることと承知しておりますが、このような新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様の手續やスケジュールでは民間事業者等の応募が困難となることも想定されます。

指定管理者の指定の手續は、各地方公共団体の条例等において定めるものですが、施設の態様等によっては、民間事業者等から幅広く応募を求めることが望ましく、今年度の手續に当たっては、民間事業者等の状況、議会日程や指定管理者事務の引継ぎ等を総合的に勘案した上で、応募の期間や時期等について柔軟な対応をとることが必要な場合があると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、必要に応じ対応をご検討いただきますようお願いいたします。